

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の背景

(1) 国際的経過と背景

人類は二度の世界大戦の惨禍を経験し、平和の尊さを学びました。この教訓をもとに人類は、人権の尊重が平和の基本であることを世界の共通認識に、基本的人権の確立のためすべての国と人民が達成すべき共通の基準として、1948（昭和23）年12月に「世界人権宣言」を国連で採択しました。そしてその理念の実現のため、「人種差別撤廃条約」をはじめとした人権に関する各種条約の採択や、「国際人権年」をはじめとした国際年を制定して今日に至っています。

1994（平成6）年12月の「人権教育のための国連10年」の決議の採択を受け、世界各国で人権教育を積極的に推進する行動計画が策定され、また、2004（平成16）年12月には「人権教育のための世界プログラム」の決議が採択されました。

(2) 国内における取り組み

日本国憲法は、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」として、第14条に「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と差別の禁止をうたっています。

国は、「人種差別撤廃条約」を批准し、国際社会と足並みをそろえてきました。しかし、今なお同和問題をはじめとしたさまざまな人権侵害問題があり、基本的人権が確立されていない状況にあります。差別の撤廃と人権の尊重は人類普遍の基本理念であり、人権の確立にむけての努力が必要であることから、1997（平成9）年7月には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を、また、2002（平成14）年3月には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定してきました。

群馬県では、上のような国の動きに対応して、2005（平成17）年3月に「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定し、総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。

(3) 本市における取り組み

本市では、2001（平成13）年12月、「人権教育のための国連10年」太田市行動計画を策定し、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者等さまざまな人権問題の解決に向けて、市民があらゆる機会を通じて人権尊重の精神を理解し、体得し行動することができるよう、さまざまな施策に取り組んできました。しかし、

依然として多くの課題を抱えています。

本市の同和教育は、差別を正しく認識し、差別をなくす意欲と実践力を育み、同和問題のみならずさまざまな人権問題の理解と認識を深める教育として、人権意識の高揚に大きな役割を果たしてきました。さらに2005(平成17)年12月に制定された「太田市まちづくり基本条例」の中で、「市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮されるまちづくり」を、基本原則に定め、その実現に取り組んでいます。

2. 計画の基本理念と目標

(1) 基本理念

人権は、人間の尊厳に基づき、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえのない権利であり、人間が人間らしく生きていくために欠かすことのできない基本的権利です。すべての人が、権利を享有し、ともに尊重されることは、平和で、自由で、活力に満ちた豊かな社会を作るための基礎をなすものであり、一人ひとりの能力が十分に発揮できる社会を実現するための必須の条件です。しかし、現実には、自由、生存、幸福追求といった人権が侵害されることがあり、ふだん何気なく過ごしている日常生活の中にも、人権という視点から眺めてみると、さまざまな問題が生じています。このようなことから、人権の尊重が世界共通の行動基準とされていることをふまえ、学校、家庭、地域社会、企業、団体等あらゆる場を通じて、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得し行動することができるようにすることを、本計画の基本理念とします。

(2) 目標

すべての市民が、相互に人権の意義及びその尊重の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の権利と同様に他者の人権も尊重し、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、人権の共存が求められています。市民一人ひとりが人権の大切さを認識し、日常生活のさまざまな場面で実践に結びつけ、基本的人権の確立を目的に、あらゆる場と機会を通して、効果的な方法で人権教育・啓発を推進していくことを本計画の目標とします。

3. 計画の性格

本計画は、「人権教育のための国連10年」太田市行動計画を引き継ぎ、また、「人

権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、及び、群馬県の「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」それぞれの趣旨をふまえ、今後の人権教育・啓発を総合的に推進することをめざして策定されたものです。

また、本計画の推進は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に対応するものです。

4. 人権に関する意識調査結果の概要

太田市まちづくり基本条例に基づく、人権尊重のまちづくりに向けた本市の今後の人権教育・啓発施策の効果的な取り組みのための基礎資料とするため、2007（平成19）年6月、無作為に抽出した市民3,000人を対象に、人権に関する意識調査を実施しました。男性643人、女性841人、性別未記入39人の計1,523人から回答がありました。年代別の回答者は、多い順に50歳代が21.2%、60歳代が20.1%、30歳代の16.5%となっています。有効回答率は50.8%でした。

その結果の概要を以下に紹介します。

人権にかかわるさまざまな問題への関心については、関心の高い順に、「障がいのある人の人権問題」が41.0%、「高齢者の人権問題」が38.9%、「子どもの人権問題」が32.2%でした。この順位は、同時期（2007（平成19）年6月調査）に内閣府大臣官房政府広報室から発表された「人権擁護に関する世論調査」での人権課題に対する関心の傾向と同様になっています。

女性に関することで、特に人権上問題があると思われることは、という質問には、「就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違い」との答えが44.0%で、次に「【男は仕事、女は家庭】といった男女の固定的な役割分担意識を他人に押しつけること」との答えが36.0%となっています。また女性の人権を守るために、どのようなことが必要か、という質問には、「男女ともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」との答えが66.2%、つづいて、「女性のための相談・支援体制を充実する」という答えが26.7%となっています。

子どもに関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことが、という質問には、64.6%が「【仲間はずれ】や【無視】、身体への直接攻撃や、

相手が嫌がることをしたりさせたりするなど、いじめを行うこと」と答え、57.8%が「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」と答えています。子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思うか、という質問については、「子どもに、他人への思いやりといのちの大切さを教える」との答えが77.4%、「教師の資質・能力を高める」が47.1%となっています。

高齢者に関することで、特に人権上問題があると思われることはどのようなことか、という質問には、「経済的に自立が困難なこと」との答えが42.8%、つづいて、「悪徳商法の被害者が多いこと」が41.1%、「働ける場所や能力を發揮する機会が少ないこと」が37.6%、「高齢者を邪魔者扱いすること」が36.5%となっています。高齢者の人権を守るためにはどのようなことが必要か、という質問には、「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」との答えが57.8%、「高齢者のための相談体制を充実する」との答えが35.9%、「高齢者と他の世代との交流を促進する」との答えが35.5%となっています。

障がいのある人が地域で生活するとき、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことか、という質問には、「働ける場所や能力を發揮する機会が少ないこと」との答えが47.3%、つづいて、「道路の段差解消、エレベーターの設置等の暮らしやすいまちづくりが図られていないこと」という答えが42.6%、「障がいのある人を、じろじろ見たり、避けたりすること」が39.5%となっています。また、障がいのある人の人権を守るためにどのようなことが必要か、という質問には、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」という答えが57.5%、「障がいのある人のための相談・支援体制を充実する」という答えが44.7%、「障がいのある人の就職機会を確保する」という答えが35.3%、「在宅サービスや福祉施設・病院を充実する」という答えが33.3%となっています。

日本の社会に「同和地区」「被差別部落」などよばれる問題があることを知っていますか、という質問には、「知っている」と答えた人は全体の82.3%、「知らない」と答えた人は13.3%となっています。さらに「同和問題」について特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか、という質問には、「結婚問題で周囲が反対すること」という答えが67.8%、「身元調査をすること」という答えが25.1%となっています。同和問題を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか、という質問には、「市民一人ひとりが、同和問題について、正しい理解を深めるように努力する」との答えが60.3%、「学校や地域における人権教育を推進する」が32.9%となっています。

外国人が地域で生活するうえで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか、という質問には、「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと」という答えが 37.7%、「外国人をじろじろ見たり、避けたりすること」という答えが 25.9%となっています。外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか、という質問には、「外国人と日本人の相互理解と交流を進める」という答えが 45.2%、「互いが、ともに暮らす市民であることの理解を深める啓発を進める」という答えが 43.3%となっています。

エイズ患者・HIV感染者に関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか、という質問には、「患者・感染者のプライバシーを守らないこと」という答えが 32.6%、「病院での治療や入院を断ること」という答えが 28.7%となっています。エイズ患者・HIV感染者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか、という質問には、「エイズ・HIVに関する正しい知識を義務教育の中でも教育する」という答えが 56.1%、「プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実する」という答えが 55.4%となっています。

インターネットに関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか、という質問には、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報を掲載すること」という答えが 56.8%、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」という答えが 49.4%となっています。

以上にみた意識調査結果をふまえ、本市では、「市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮されるまち」をめざして、これを生かすよう基本計画を策定し、施策を積極的に推進します。